

新潟市プール条例運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市プール条例（平成19年新潟市条例第5号。以下「条例」という。）及び新潟市プール条例施行規則（平成19年新潟市規則第15号。以下「規則」という。）の適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(構造設備の基準の緩和)

第3条 次の各号のいずれにも該当するプールについては、規則第5条ただし書の規定により、直近の改築又は大規模の修繕までの間、規則別表第1第1の表1の項、同表4第1号の項及び同表4第4号の項の規定を適用しないものとする。

(1) 特定の利用者が使用するプール

(2) 毎年期間を定めて開設するプールで使用期間前に必ず水抜き清掃を実施するプール

(3) 学校保健法（昭和33年法律第56号）の規定により、水泳を通じて人に伝染させるおそれのある伝染病にかかっている者に使用させないプール

2 学校に開設するプールで文部科学省の指導により代替の設備が適切に利用できるものについては、規則第5条ただし書の規定により、規則別表第1第2の表1の項及び同表3の項の規定を適用しないものとする。

(プールの維持管理)

第4条 条例第6条の管理責任者（以下単に「管理責任者」という。）は、プールにおける安全及び衛生に関する知識を有する者とするものとする。

2 管理責任者及び規則別表第3 1の項の衛生管理者は、公的機関、公益法人等が実施する研修、講習等の受講により、その知識及び技能の向上に努めるものとする。

3 前条第1項の規定により規則別表第1第1の表4第1号の項の規定を適用しない場合は、5日以内（使用状況その他状況により必要な場合にあつては、当該期間より短い期間）ごとに貯水槽の水の全部を入れ替えるものとする。この場合においては、必ず清掃を実施するものとする。

4 年間を通じて使用するプールについては、1年につき1回以上全換水を実施して清掃を実施するとともに、水を抜いた状態で設備の点検整備を実施するよう努めるものとする。

5 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備及び水温が比較的高い設備については、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11

日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長)により,適切に管理するものとする。

附 則

この要綱は,平成19年10月1日から施行する。